三年以下	一年
四年	二年
○・九九五一九二	一・〇〇〇〇〇〇
○・九八六五三八	一・〇〇〇〇〇〇
五年	三年
○・九八八四六二	○・九九三五九〇
○・九六八一〇七	一・〇〇〇〇〇〇
六年	四年
○・九八三九七四	○・九八五五七七
○・九四七五二一	○・九八三九七四
七年	五年
○・九二五九七九	○・九六二〇三二
第二十七条の三第三項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第三項
退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年	年齢六十年
定める額	定める額（当該若年定年退職者の退職した日がその者の年齢六十年に達する日の翌日前である場合にあつては、零）
第二十七条の二第一号	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一号
算定基礎期間	後期算定基礎期間
第二十七条の三第二項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項
第一回目の給付金	第三回目の給付金
第二回目の給付金の調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額	第四回目の給付金の調整前の第三回目又は第四回目の給付金相当額

一年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額	一年調整の第三回目又は第四回目の給付金相当額	
第二回目の給付金に	第四回目の給付金に	
二年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額	二年調整の第三回目又は第四回目の給付金相当額	
第二十七条の四第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の四第一項	
額とする	額に百分の七十を乗じて得た額とする	
百分の九十五	防衛省令で定める率	
第二十四条の二の見出し	退職の翌年	六十一歳の年
第二十四条の二各号列記以外の部分	第二十七条の七第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項
第二十四条の二第一号	退職の翌年の途中	六十一歳の年（法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の四第一項に規定する六十一歳の年をいう。以下この条及び次条において同じ。）の途中
	退職の翌々年	六十二歳の年
	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
	退職の翌年における	六十一歳の年における
	退職の翌年の十二月	六十一歳の年の十二月
第二十四条の二第二号から第七号まで	退職の翌年	六十一歳の年
	退職の翌々年	六十二歳の年
第二十四条の二第八号及び第二十四条の三第一号	退職の翌年	六十一歳の年
第二十七条の三第二項	附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項	
三年以下	一年	

第二十二条

23　法附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二の規定により支給される給付金に対する第二十二条から第二十四条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。